

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月4日

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 岩下 久展

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和8年度自動車（小型乗用、新車）1台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和8年11月2日から令和15年10月31日まで

(4) 引渡し期限

令和8年11月2日

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の賃借」の「自動車」に登録されている者、又は、島根県が定める物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づく入札参加資格を有するとともに、営業種目が大分類「借入品」小分類「車両船舶」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者、又は、島根県が行う建設工事の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中でない者、及び島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき入札等の排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中でない者であること。

(4) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「両県内事業所」という。）を有していること。ただし、両県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和6年6月5日（水）から令和8年6月4日（木）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であつて、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

(6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（令和8年6月4日（木）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを境港管理組合の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当課

境港管理組合総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0004 鳥取県境港市大正町 215 番地
境港管理組合総務課
電話 0859-42-3705
電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年6月4日(木)から同月18日(木)までの間にインターネットの境港管理組合のホームページ(<https://sakai-port.com/pages/302/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年6月4日(木)から同月18日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年6月25日(木)午前10時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封書にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札とみなして無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にとっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年6月18日(木)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、境港管理組合会計規則(昭和39年境港管理組合規則第1号。以下「会計規則」という。)第90条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第89条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げ

る無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 104 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、くじによって決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。